



朝のこない夜はない

山首 鈴木正修

あらそ
争いは不幸を招きます

かんにん
堪忍を実行しましょう

わたくしたちほうおんじ
私達法音寺の信仰をする者は昔から、
堪忍の話を耳に
タコができるくらい聞いてきました。堪忍は日本人に
とっては昔から重んじられてきた修養徳目です。

えどじだい
江戸時代、テレビの『暴れん坊将軍』として有名な徳
川吉宗公の頃に石田梅岩によって創始された『石門心学』
という学問が庶民の間に広まりました。仏教・神道、そ
して儒教の教えを融合させ、わかりやすく道話にした教
えです。

けいえい かみ
経営の神さまと言われた、松下幸之助さんはこの『石



門心学』を大変尊び、これに倣って戦後「繁栄によって
平和と幸福を」という理念のもと「PHP研究所」を創
設されました。道話はほとんどが日常の修養の話です。
そして、堪忍の話も多いのです。その中から今回は二つ
紹介します。

ある村に心学の偉い先生がいました。その先生は村の
人達を集めて「堪忍の二字を守りなさい」と熱心に教え
ました。すると、一人の老人が「先生は、かんにんの二
字を守れ」とおっしゃるけれども、かんにんは四字
ではないですか」と言いました。先生は「堪忍は二字だ
と一生懸命説明するのですが、老人にはさっぱり通じま
せん。そのうちに先生が「堪忍は二字だ！四字なわけが
ないだろう！馬鹿者！」と言って怒りだしてしまいました
た。すると老人はニコニコしながら「わたしは、かんに



んぐの四字を守っていますから腹が立ちません。やっぱり、かんにんぐは四字ですな」と言ったということです。これは先生が一本取られたおもしろい話ですね。

もう一つの話です。

江戸時代から京都は織物、染め物の街です。上京あたりに呉服商を営む老夫婦がいました。子宝に恵まれず、家業をつぐ者がいませんでした。かなりの身代であったので、その親類縁者が夫婦の寄る年波を案じて養子をもろうことをすすめました。そして二十人ばかり養子の世話を受けたのですが、皆、偏屈な老夫婦に辛抱ができず数十日で逃げ出してしまいました。

最後に来た養子は余程の覚悟を決めていたのですが二カ月経ってみると、なるほどこれまでに辛抱する者がいかなかったことがよくわかった。老夫婦の氣むずかしさ



には堪忍できないものがある。もう辛抱の限界だ」と思いつめていた時、老夫婦が大工を呼んで、新しい障子を作り、それを敷居・鴨居に建て合わせるのにあれこれと指図をしていました。家は大分古くなってゆがみが出ていたのですが、大工は障子をはめてみては、障子の上を削り、下を削るなどしてピタリと建て付けました。

当の養子はそれを見ていて、ハタと気がつきました。

敷居、鴨居は家を建てた初めよりあるものであり、新たに建て付けた障子は後からのものだ。古いものと新しいものとの関係は、老夫婦と自分のようなものだ。老夫婦の家に入ったからには、気に入らないことがあっても、後から入った自分が気に入るように努めるべきだと養子は悟ったのです。

障子の建て付けが悪いからといって敷居や鴨居を削る大工はいない。養子は大工の仕事をみて自分の愚かさを



知しったのです。

それからというものの、老夫婦らうふうふを懇ねんろに世話せわをし、とても感謝かんしゃされ、その末期まつごを見届みとどけ、家名かめいを相そう続ぞくしたということことです。

心学しんがく道話どうわはこのようにわかりやすい話はなが多いのです。

法音寺ほうおんじでは「堪忍かんにん」と言いえば村上先生むらかみせんせい、村上先生むらかみせんせいと言いえば「堪忍かんにん」です。その村上先生むらかみせんせいが一番堪忍ばんかんにんされたのが杉山先生すぎやませんせい御遷化ごせんげ後の仏教感化救済会ぶつぎょうかんかきゅうさいかいの財産問題ざいさんもんだいです。

会かいを思おもう人達ひとの中なかには裁判さいばんをすすめる人もあつたそうですが、村上先生むらかみせんせいは「冷つめたき法律ほうりつに依よつて事態じたいを処置しよちしたならば、私の三十年ねんらい来きにわたつて修養しうやうして来た堪忍かんにんの徳とくもたちまち水泡すいぼうに帰きするのである。必ずやこれは、諸しよ仏善神ぶつぜんじんが私わがしを試験しけんされてゐるのだ」と言いわれ、裁判さいばんをされず、堪忍かんにん強つよく交渉こうしやうされ、円満えんまんに解決かいけつされました。この



後、支部も増え、会員数も激増しました。正に村上先生
の堪忍修行の賜であるかろうと思えます。裁判は争いであ
り、堪忍破りであるからしない方が良く、というのが村
上先生のお考えですが、最近同じことを言われる弁護士
に出会いました。

『ベテラン弁護士の争わない生き方』が道を拓く』と
いう本の著者・西中務さんです。

西中さんは言われます。「話し合いで解決しないから
裁判をするわけですが、裁判をしなくてすむならそれ以
上のことはありません。争えば争う程心がすさんできま
す。また、身体にもよくありません。本来は、争いと無
縁の日々を送る方が幸せなのです。争わずに和解で
解決すると、相談者が幸せになるケースが実に多いので
す。いかに和解するかを考えることも弁護士の大事な仕
事だと思っています」



そんな西中さんですが、若い頃は争って勝つことが
すべてだ^どと思^{おも}っていた時期^{じき}もあったのです。しかし、
ある出来事^{できごと}をきっかけ^{かぎ}に考え^{かんが}方が変^かわったそうです。
ある大きなスーパ^{おお}ーの中で精肉店^{せいにくてん}を営^{いとな}んでいる人^{ひと}がい
ました。スーパ^おーのオーナー^{おな}から「別の精肉店^{べつ せいにくてん}が入^{はい}るこ
とになったから、出^でて行^いってほしい」と急^{きゆう}に言^いわれ、西
中^{なか}さんの所^{ところ}に相談^{そうだん}に來^きました。「これは損害賠償金^{そんがいばいしょうきん}を請^{せい}
求^{きゆう}できますよ」と言^いうと、その人^{ひと}は「七^{しち}年間^{ねんかん}もお世話^{せわ}に
な^なってきたオーナー^{おな}に、そうい^いう後^{うし}ろ足^{あし}で砂^{すな}をかけ^{かけ}るよ
うなことはしたくない。ただこの先^{さき}どうしたらよいかを
相談^{そうだん}に來^きたのです」と言^いうのです。そう言^いわれて若い西^{にし}
中^{なか}さんには大^{たい}したア^あドバ^いイスがで^できなかつたよう^{よう}です。
その後^{あと}、その人^{ひと}がどうしたかとい^いうと、きれいに掃^{そう}除^じ
をして、入^{はい}る前^{まえ}と同^{おな}じ状^{じょう}態^{たい}にしてオーナー^{おな}に丁^{てい}寧^{ねい}にお礼^{れい}
を言^いって出^でたそうです。するとオーナー^{おな}が、も^もっと条^{じょう}件^{けん}



の良^よい新^{あら}しい出^{しゅつ}店^{てん}場^ば所^{しょ}を人^{じん}脈^{みやく}をつかして紹^{しょう}介^{かい}してくれました。新^{あら}しい場^ば所^{しょ}で商^{しょう}売^{ばい}は大^{たい}変^{へん}繁^{はん}盛^{じょう}し、もう一^{てん}店^{ぼだ}舗^ぼ出^だそう
というこ^{こと}にな^なりました。その時^{とき}、前^{まえ}のオ^おーナ^{ナー}から
「戻^{もど}ってき^きてほ^ほしい」とい^いう話^わが^があ^あり、元^{もと}の場^ば所^{しょ}に二^{てん}店^{ぼだ}
舗^ぼ目^めを出^だしたと^ところ、ど^どち^ちら^らも繁^{はん}盛^{じょう}して^いるそ^そう^うです。

こ^こんな話^わもあ^あり^ます。

交^{こう}通^{つう}事^じ故^こにあ^あつた男^{だん}性^{せい}の^{はな}話^わです。その男^{だん}性^{せい}はむ^むち^ちう^うち
症^{しょう}で苦^{くる}し^しん^んで^いて、加^か害^{がい}者^{しゃ}に損^{そん}害^{がい}賠^{ばい}償^{しょう}を請^{せい}求^{きゅう}する裁^{さい}判^{ばん}を
起^おこ^こした^いとい^いうこ^こと^とで^した。男^{だん}性^{せい}は身^み体^{たい}よ^よりも精^{せい}神^{しん}が
か^かな^なり^りま^まい^いつ^つて^いて、会^{かい}社^{しゃ}も休^{やす}み^みが^がち^ちに^にな^なり、笑^え顔^がも^も
と^とん^んど^どあ^あり^りま^ませ^せん^んで^した。西^{にし}中^{なか}さ^さん^んは男^{だん}性^{せい}の精^{せい}神^{しん}状^{じょう}態^{たい}を
心^{しん}配^{ぱい}して、和^わ解^{かい}をす^すす^すめ^めま^ました。加^か害^{がい}者^{しゃ}に請^{せい}求^{きゅう}で^でき^きる金^{きん}
額^{がく}と^として^して^いは少^{すく}な^なく^くな^なつ^つた^たと^として^しても、と^とに^にか^かく^く早^{はや}く^く解^{かい}決^{けつ}し
た^た方^{ほう}が^が良^よいと判^{はん}断^{だん}し^した^たか^から^らで^です。

男^{だん}性^{せい}は和^わ解^{かい}に^によ^よる早^{そう}期^き解^{かい}決^{けつ}を^を選^{えら}び^びま^ました。



裁判をすれば、一年以上かかるところが数カ月で解決し、ある程度の賠償金をもらうこともできました。するとむちうち症の症状がなくなりました。彼がウソをついていたのではありません。むちうち症は実際に精神的・心理的理由で悪化することがあるのです。またむちうち症からうつ病になるケースも多いそうです。

この男性は和解することで、本当に心が楽になり、身体も楽になったのです。

西中さんによると、交通事故にあった時、1円でも多くとってやろうという考え方をすると、1円でも多くとしても、何年か後にその金額以上の大金が入ったトラブルを起こして大きな損失を出したり、身体を壊したりすることが多いそうです。

最後に西中さんの言葉です。

「裁判をしなくてすむならそれ以上のことはありません。」



そんなことを言うとは、
「弁護士の仕事はなくなる」と同
業の弁護士から苦情が出るかもしれませんが、争うこと
を焚きつけて勝利を勝ち取り、喜ぶ弁護士よりも、真の
幸せを求めて争わない道を探る弁護士でありたいと私は
常に思っているのです」

「どんな時にも、やはり堪忍が一番ですね。皆さん、堪
忍を身の守りといたしましょう。」

